

令和6年第5回岐阜県議会定例会における審議結果について

1 会期

令和6年12月3日（火）～12月19日（木）（17日間）

2 審議結果

次の議案が12月3日に提出され、教育警察委員会に付託された。

○議第129号及び議第162号

令和6年岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係

○議第151号

岐山高等学校北舎建築工事の請負契約の変更について

※12月16日の教育警察委員会での審議を経て、12月19日の本会議で可決された。

3 一般質問・議案に対する質疑の状況

月 日	議員名	質 問 事 項
12月11日	高殿 尚 (自 民)	○教員の働き方改革と人材確保に向けた取組みについて ・学校における働き方改革の「見える化」の取組みについて ・教員の確保に向けた取組みについて ○夜間中学の設置に対する所見について
	野村 美穂 (県 民)	○県立高校における法教育の推進について ○大学入試における総合型選抜や学校推薦型選抜の増加状況と課題について
12月12日	平野 祐也 (自 民)	○部活動の地域移行にかかる地域クラブ指導者への報酬額について

質問 高殿議員（自民・高山市） 12月11日（水）

○教員の働き方改革と人材確保に向けた取組みについて
・学校における働き方改革の「見える化」の取組みについて

答弁 教育長

教員の勤務時間は、教室での学習時間や校外での部活動など、その職務の特殊性から、例えば、県庁の事務職員のようにパソコンのログを活用し把握することは困難であり、教員一人一人の申告によらざるを得ない状況です。併せて、時間外勤務手当が支給されない教員は、時間外の認識が低くなりがちなため、県及び市町村教育委員会は、様々な方法で勤務時間の実態把握に努めております。

県立学校では、一人一人の勤務実態の申請を毎月確認し、特に時間外勤務が多い教員については、個々の状況を私も含め確認し、適切な指導につなげております。また、各教育事務所では管内の小中学校の状況を把握し、必要な指導助言を行っているところです。

県教育委員会では、現在は毎年1回、学校種別ごとの時間外勤務の状況と削減の取組みについて、ホームページで公表をしております。今後は、国から示される「総合推進パッケージ」に基づく勤務時間の「見える化」の意図を踏まえ、教員の勤務時間に対する意識の変化にもつながる公表のあり方について、検討をまいりませう。

○教員の働き方改革と人材確保に向けた取組みについて
・教員の確保に向けた取組みについて

答弁 教育長

本県のみならず全国的な課題となっている教員の人材不足の背景には、団塊世代の大量退職による正規教員の減少や、少子化により新たに教員になる若い世代が減少していること、さらに、特別支援学級、通級指導教室の増加に伴う必要な教員数の増加などがあります。

こうした中、県教育委員会としましては、これまで、優秀な教員を確保するため、大学3年生での第1次選考試験の実施や、資格や特技等への加点制度、奨学金返還支援制度の導入など、教員を目指す学生を後押しする環境を整えているところです。また、再任用となった教員が学級担任を受け持つ際には、これは他県にあまり例のないことなんです、学級担任手当を支給し、ベテラン教員がモチベーションを持って働けるようにしております。

教員が日々の学校生活の中で、子供の成長を実感できることは、他の職にない喜びです。教員が苦勞したり喜んだりする姿を、教育を受ける側の子供たちが目の当たりにすることで、人に夢を与える教職の魅力が伝わり、ひいては教職を志すことに繋がると考えております。

○夜間中学の設置に対する所見について**答弁 教育長**

令和2年度末に、都道府県に1校は夜間中学を設置する方針が国から示されて以来、令和3年度と4年度に外国籍の方が集住する13の市町で地元の関係者とニーズの把握について協議し、令和5年度には、全県でニーズ調査を実施いたしました。また、今年度は、県外の夜間中学4校を視察するとともに、県内の市町村に対してこれまでの調査結果を説明し、設置の意向確認を進めてまいりました。

昨年度のニーズ調査では、本人が学びたいとの回答が外国人集住地域に偏ることなく、県内全域から68件あるとともに、その対象者は、戦後十分な教育が受けられなかった高年齢層、義務教育を不登校などにより十分に受けることができなかった若年層、及び日本語学習や母国での学習の補充を期待する外国籍の方と3つに分かれました。

このため、これらの状況を踏まえ、今後は、設置主体や設置場所、規模、さらには不登校傾向にある中学生に対する学びの多様化校と併設する他県の例などを参考に、夜間中学設置に向けた具体的な検討を来年度から進めてまいります。

質問 野村議員（県民・大垣市）12月11日（水）**○県立高校における法教育の推進について****答弁 教育長**

現在、県立高校では、全ての生徒が学ぶ科目「公共」において、令和3年度から県弁護士会と連携し、法教育の講座を毎年数校で実施しています。ひとクラスにひとりの弁護士を講師として迎え、契約に関することなど身近な出来事をテーマに、生徒自身が考え、意見を交わすことで、「公正に判断する力」や「合意形成に向けて議論する力」を育むことを目指した実践的な学習を展開しています。

また、この外部講師を招いた授業には、法教育を扱う「公共」の授業を担当する他校の教員も参加しており、授業後には他校の教員を含めた教員と弁護士との意見交換を行うなど、実践的かつ今日的な専門知識を身に付けております。これにより、その成果を生かした授業をそれぞれの高校で展開することで、県全体の法教育を高めています。

生徒が日頃生活する地域で活躍する弁護士など、身近な法律の専門家から直接学ぶことで、生徒が「法」を、互いに尊重しあいながら暮らしていくための社会のルールとして捉え、自分の力で他者と調和して生きていくことができるよう、今後も努めてまいります。

○大学入試における総合型選抜や学校推薦型選抜の増加状況と課題について**答弁 教育長**

県立高校において、大学・短期大学等への進学者のうち、総合型選抜と学校推薦型選抜などにより、昨年度、年内に進学先を決定した割合は50.6%と、全国とほぼ同じ割合です。

現在、高校では、全ての教科・科目において、自ら課題を見つけ、他者と意見を交わし、解決策を導く力を身に付ける教育にシフトする中、そこで育まれる力や成果等を評価する総合型選抜や学校推薦型選抜は、年々増加する傾向にあります。

また、県立高校63校中39校では、年内に8割以上の生徒の進路先が決まる一方、13校では3割以下と多くの生徒が1月以降の一般入試を受験する学校もあるなど、高校によってその状況は様々です。

このため、卒業までの2カ月あまり、進む分野ごとの課題解決学習や、社会人として必要な知識と自覚を持てるような年金セミナーなど、いずれの生徒にとっても意味のある教育活動を実施し、生徒一人一人がともに過ごした学校を卒業することに喜びが感じられるよう努めてまいります。

質問 平野（祐）議員（自民・各務原市）12月12日（木）**○部活動の地域移行にかかる地域クラブ指導者への報酬額について****答弁 教育長**

まず現在の教員の部活動手当は、国負担により平成31年度からは、部活動ガイドラインで定められた活動時間である1日3時間を上限に、1時間九百円が休日に限り支給されています。また、議員からご紹介のあった教員の働き方改革のために、平成29年度より外部人材として導入された部活動指導員の手当は、市町村でその金額を定めており、その多くが1時間千六百円で、その費用は、国、県、市町村が負担をしております。

一方、地域クラブ指導者の謝金は、令和5年度から7年度の3年間実施されている国の実証事業を活用しておりますが、今年度は、将来的に持続可能となる体制を整備するため、市町村ごとの実状に合わせて、国、市町村、保護者の負担割合を含めて検証していることから、その額は、市町村によって異なっているのが現状です。

今後は、他県に比べ地域移行が進む本県の担当課長が、都道府県の代表として参加する国のワーキンググループにおいて、本県の実状と課題を踏まえた提言を行うことで、謝金の額や運営に関わる費用負担のあり方等について、積極的に議論に関わってまいります。